

<報道発表資料>

令和3年9月10日

職員の懲戒処分について

<処分1>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年6月1日（火）、通勤途中の電車内において、向かいの座席に座っていた女子高生のスカートの中を、スマートフォンを使用し動画で盗撮した。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県熊谷建築安全センター 技師 男性（23歳）

処分内容 停職 1月

処分年月日 令和3年9月10日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

<処分2>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年4月1日（木）から2日（金）にかけて、18歳未満の少女と静岡県内のホテルに宿泊し、淫行したとして、令和3年7月5日（月）に静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反により逮捕された。

また、事件日の令和3年4月1日、同月2日及び逮捕日の同年7月5日の3日間を含めて、令和3年4月以降に合計8.5日間、正当な理由なく休暇の手続きを行わず、勤務を欠いた。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県さいたま県土整備事務所 主任
川瀬 敏郎（かわせ としろう） （45歳） 男性

処分内容 免職

処分年月日 令和3年9月10日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるとともに、職務上の義務に違反し、職務を怠った行為であると認められるので、処分するものである。

3 管理監督者の処分

部下職員の勤務管理に関し、管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、処分を行った。

【所属・職名】	【年齢】	【性別】	【処分内容】
埼玉県さいたま県土整備事務所長	55歳	男性	戒告
埼玉県さいたま県土整備事務所 副課長級職員	57歳	男性	訓告
埼玉県さいたま県土整備事務所 主幹級職員	48歳	男性	訓告
埼玉県さいたま県土整備事務所 主査級職員	50歳	男性	訓告

○問い合わせ先

(1) 職員の懲戒処分（処分1・2）について

- 総務部人事課 人事管理担当 松井・森田
直通048-830-2428 内線2421・2423

(2) 処分2の勤務管理について

- 県土整備部県土整備政策課 職員担当 齊川
直通048-830-5259 内線5267